

定款
平成19年5月1日
社団法人 京都府建築設計事務所協会

社団法人 京都府建築設計事務所協会 定款
許可昭和51年4月30日
京都府指令1建第262号
改正(あ) 昭和52年6月27日
京都府指令2建第392号
改正(い) 昭和56年6月26日
京都府指令6建第455号
改正(う) 平成元年6月26日
京都府指令元建第350号
改正(え) 平成11年11月24日
京都府指令1建第836号
改正(お) 平成18年5月1日
京都府指令8建築第716号
改正(か) 平成19年5月1日
京都府指令9建築第695号

社団法人 京都府建築設計事務所協会 定款

第1章 総則(名称)

第1条 この法人は、社団法人京都府建築設計事務所協会(以下「会」という。)(お)

(事務所)

第2条 この会は事務所を京都市上京区釜座通榎木町上る東裏辻町417大和ビル内におく。(お)

2 この会は理事会の議決を経て別に定める地区に支部をおくことができる。

(目的)

第3条 この会は建築設計工事監理業を行う建築士事務所の業務の適正な運営を確保するとともに、建築文化の向上をはかり、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理(え)
- (2) 建築設計工事監理業務を通じて府下民間建築の質の向上と健全な町づくりの推進
- (3) 京都府知事の行なう建築士事務所の指導監督に関する協力
- (4) 関係行政機関その他関係団体との連絡協調
- (5) 会員の品位および資質の向上を図るための指導または連絡
- (6) 建築設計監理業務に関する法令、技術および経営の進歩改善に関する調査または研究ならびに

民に対する建築知識の普及

- (7) 建築設計監理業務に関する講習会、講演会の開催その他の方法による指導および啓発
- (8) 官公庁その他より委嘱を受けた業務の処理
- (9) 建築士事務所の違反行為の予備行為に関する事業
- (10) 建築設計監理業務に関連する出版物の刊行および頒布
- (11) その他この会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員(種別および資格)

第5条 この会の会員は正会員、名誉会員および賛助会員の3種とし、正会員を民法上の社員とする。(う)

2 正会員は建築士法の規定により、京都府知事に登録した建築士事務所の開設者またはその事務所を管理する建築士のいずれかとする。(う)

3 名誉会員は正会員であった者またはこれに準ずる個人で本会の発展に功労があった者とする。(あ)

4 賛助会員は個人または法人で、この会の事業を賛助する者をいう。(あ)

(入会)

第6条 この会の会員(名誉会員を除く。)になろうとする者は、入会申込書に入会金を添え、この会の会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。(あ)

(入会金)

第7条 この会の入会金は総会において別に定める。

(会費)

第8条 この会の会員は次に定める会費を納入しなければならない。(う)

- (1) 正会員 総会において別に定める金額
- (2) 賛助会員 総会において別に定める金額

2 会費は3ヵ月ごとに前納とする。ただし、理事会の承認を経て分納することができる。

(会費の滞納)

第9条 会員が会費を3ヵ月以上滞納したときは、理事会の議決により、会員の権利を一時停止することができる。

2 会員が会費を6ヵ月以上滞納したときは会員の資格を失なう。

(退会)

第10条 会員は退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員は次に掲げる場合は退会したものとする。

- (1) 前条第2項に該当することとなったとき
- (2) 退会の申出をしたとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 会員が第5条の規定に該当しなくなったとき
- (5) 解散したとき

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て戒告または除名することができる。
(1) この定款に反する行為を行ない、または会員としての義務を履行しないとき
(2) 総会において定める倫理規程に反する行為により、この会の名誉を毀損し、又は目的に違反する行為をしたとき。(え)
(3) この会の事業を妨害した行為が明らかなとき
(4) この会の名誉を傷つめまたは建築士事務所としての信用を著しく失わせるような行ないをしたとき

2 前項の場合において、この会は理事会の開催の2週間前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において充分なる弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により戒告または除名したときは、会長は本人に理由を付して通知しなければならない。
(除名再審査)

第12条 前条第1項の規定により戒告また除名された者が、その決定に対して異議があるときは、前条第3項の規定による通知を受けた後1ヵ月以内に、その理由を付して会長に再審査を請求することができる。

2 会長は前項の規定による請求があったときは、審査委員会にはかつて再審査をしなければならない。

3 審査委員会の委員は、理事会にはかつて会長が指名する。

4 第2項に規定する再審査で、審査委員会がその戒告または除名を不当と認めたとときは、会長は直ちに戒告または除名を取消さなければならない。

5 再審査後における通知は前条第3項の規定を準用する。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員は退会し、または除名されたときは既納の会費その他の抛出金品の返還を求めることができな

い。
第3章 役員(役員)

第14条 この会に次の役員をおく。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名(か)

(3) 専務理事1名(あ)

(4) 常任理事9名以上11名以下(会長、副会長及び専務理事を含む)(あ)(か)

(5) 理事 19名以上23名以内(常任理事を含む。)(あ)(う)(か)

(6) 監事3名(え)

(役員を選任)

第15条 理事および監事は総会において選出する。ただし、同一業界関係者の理事が占める割合は理事現在数の1/2を超えないものとし、監事のうち1名については会員以外から選任するものとする。(え)(か)

2 会長、副会長、専務理事および常任理事は理事の互選によって定める。(あ)

3 専務理事が会員以外から選出された場合は正会員とみなす。(え)(か)

4 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(職務および権限)

第16条 役員は任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された役員は前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任した場合、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行なわなければならない。

(職務の内容)

第17条 会長はこの会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序により会長の職務を代行する。

3 専務理事は会長の指示に従って会務を処理し、常任理事はこの会の常務を処理する。(あ)(か)

4 理事は理事会を構成し会務を執行する。

5 常任理事は常任理事会を組織し、理事会の議決に基づき会務を執行する。(か)

6 監事は次に掲げる職務を行う。(か)

(1) 財産および会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は京都府知事に報告すること。

(4) 前号を報告するために必要があるときは総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること。

7 理事及び監事は有給とすることができる。(か)

(役員解任)

第18条 役員で役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(役員補欠選任)

第19条 役員に欠員を生じたときは、第15条の規定に準じて選出するものとする。

(顧問、名誉会長等)

第20条 この会に顧問、名誉会長および相談役をおくことができる。(う)

2 顧問、名誉会長、相談役および名誉会員は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。(う)

3 顧問、名誉会長、相談役および名誉会員は会長の諮問に応じ、かつ、理事会に出席して意見を述べることができる。(あ)(う)

4 顧問、名誉会長および相談役の任期は役員に準ずる。(う)

第4章 会議(会議)

第21条 会議は総会、理事会、常任理事会および審査委員会とする。(か)

2 総会を通常総会および臨時総会の2種類とする。

(会議の構成)

第22条 総会は会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 常任理事会は常任理事をもって構成する。(か)

4 審査委員会は審査委員をもって構成する。(か)

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年一回会計年度終了後60日以内に開催する。

2 臨時総会は理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上の者もしくは民法第59条の規定に基づき監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第24条 総会は民法第59条の規定に基づき監事が招集する場合のほか、会長が招集する。

2 総会の招集は会員に対し、会議の目的たる事項並びに日時および場所を示して開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第25条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 事業計画の決定
- 3 事業報告の承認
- 4 予算および決算の承認
- 5 役員を選任および解任
- 6 解散
- 7 その他この会の運営上重要と認める事項

(総会の議決権)

第26条 正会員は総会において、一個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ、通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において次条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

3 名誉会員および賛助会員は総会に出席して発言することができる。ただし、議決権を有しない。(あ)

(う)

(総会の議事)

第27条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

2 総会は正会員の過半数以上の者の出席がなければ開催することができない。

3 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 次に掲げる事項は前項の規定にかかわらず正会員の4分の3以上の者の同意を得て議決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(理事会、常任理事会の開催)

第28条 理事会は通常理事会および臨時理事会の2種とする。(か)

2 通常理事会は四半期に1回開催するものとする。(か)

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。(か)

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

4 常任理事会は次の各号の一に該当(か)

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 常任理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会、常任理事会の招集)(か)

第28条の2 理事会(第17条第6項第4号の規定により監事が招集するものを除く。)及び常任理事会は会長が招集する。(か)

(理事会、常任理事会の議決)(か)

第29条 会長は理事会、常任理事会の議長となる。(か)

2 理事会は理事の過半数の者の出席がなければ議事を開くことができない。

3 理事会の議事は出席理事の過半数の者の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 常任理事会は常任理事の過半数の者の出席がなければ議事を開くことができない。(か)

5 常任理事会の議事は出席常任理事の過半数の者の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。(か)

6 監事は理事会、常任理事会に出席して意見を述べるができる。(か)

(理事会、常任理事会の決議事項)(か)

第30条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 常任理事会は次に掲げる事項を議決する。(か)

(1) 理事会の議決により委任された事項

(2) 緊急に処理すべき事項

3 前項第2号の規定により常任理事会が議決した事項は理事会に報告し、その承認を得なければならない。(か)

(審査委員の決議事項)

第31条 審査委員会の組織および議事その他審査委員会に関して必要なことは別に定める。

(議事録)

第32条 会長は会議の議事について次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 会員、理事または常任理事の現在数(か)

(3) 会議に出席した会員の数、理事または常任理事もしくは支部長の氏名(書面表決者および委任表決者を含む)(か)

(4) 決議事項

(5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長および出席した正会員または理事の中から、その会議において選出された議事録書名人、2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産および会計（資産の構成）

第33条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 臨時会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 この会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第35条 この会の経費は資産をもって支弁する。

第36条 会長は毎会計年度終了後60日以内に次に掲げる書類を作成し、理事会の議決を経て監事の監査を受け、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 財産目録
- (3) 事業報告書

2 監事は前項の監査の結果を総会に報告しなければならない。

3 年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算を施行する。

4 前項による収支は、あらたに成立した予算によるものとみなす。（長期借入金）

第36条の2

2 この会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

(か)

(特別会計)

第37条 この会は総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 委員会（委員会）

第39条 この会は事業執行上必要に応じて理事会の議を経て委員会を設けることができる。

第7章 事務局

第40条 この会に事務局をおく。

2 事務局に有給の職員若干名をおく。

3 職員は会長が任免する。

第8章 解散（解散および残余財産の処分）

第41条 この会は民法第68条第1項第2号から第4号まで、および第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、京都府知事の許可を得てこの会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第9章 雑則（類似の団体との関係）

第42条 この会はこの会と類似の目的をもつ団体に加盟し、または入会することができる。

(委任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則1 この定款は京都府知事の設立許可のあった日から施行する。

2 この会の設立当初の役員任期は第16条の規定にかかわらず、昭和51年通常総会の日までとする。

3 この会の設立初年度の事業および収支予算は第25条第3項および第30条第2号ならびに第36条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

4 この会の設立当初の会計年度は第38条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和52年3月31日までとする。

理事

松井清之助

吉川丈夫

今井研治

田澤忠二

梅津春二

川上輝夫

古谷正一

藤内久登

松井義昌

藤田幸司

近藤廣司

山口光三

築山力

小林繁

小瀬忠一

小串正美

森島照雄

附則

この定款の改正は民法第38条の規定による認可のあった日から施行する。（あ）

理事

松井清之助

吉川丈夫

今井研治

藤内久登

梅津春二

川上輝夫
松井義昌
藤田幸司
近藤廣司
山口光三
小林繁力
小築山照雄
森島忠一
小瀨忠一
川谷勇一
藤原忠三
内海忠三
小坂田幸重